

事務連絡
平成28年7月4日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求及び支払等について（6月サービス提供分）

平成28年熊本地震に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下、これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については下記のとおり取扱うこととするので、管内市町村事業所及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

- 1 平成28年6月サービス提供分以降に係る介護給付費等の請求について
平成28年6月サービス提供分（7月請求分）以降の介護給付費等の請求については、被災地における障害福祉サービス等の事業所の状況に鑑み、原則として概算による請求を行わないこととし、通常の方法による請求が引き続き困難な障害福祉サービス等の事業所については、個別に国保連に相談する取扱いとする。
- 2 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて
平成28年6月サービス提供分（7月請求分）において、通常の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、事務連絡「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」（平成28年5月2日付障企発）の3（通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて）により行うこと。ただし、6月サービス提供分（7月請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり7月10日までとすること。
なお、請求明細書の提出後に介護給付費等に不足があったことが判明した場合には、

過誤調整及び再請求を行うことも可能である。

3 国保連における点検結果について

国保連における点検結果については、平成28年5月サービス提供分(6月請求分)においては、平成28年6月2日付事務連絡「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求及び支払等について(5月サービス提供分)」の5(国保連の点検結果について)により行うこととしていたが、平成28年6月サービス提供分(7月請求分)については、原則として、以下のエラーコードを警告とはしないこととするので、ご承知おきを願いたい。

【「エラー」から「警告」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EG13	資格:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です
EG88	資格:障害支援区分認定有効期間外の受給者です
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

※1:当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。

※2:当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更されることとなる。なお、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

(参考)

事務連絡
平成28年6月2日

各都道府県障害福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求及び支払等について（5月サービス提供分）

平成28年熊本地震に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業所及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成28年5月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所であって平成28年4月15日以降にサービス提供を行い、「平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求について」（平成28年5月2日付け事務連絡、以下「5月2日付け事務連絡」という。）の1（2）ただし書きに該当する場合には、5月サービス提供分についても、一ヶ月分を通じて概算による請求を行うことができるものであること。

これ以外の場合については、下記4により、通常の手続による介護給付費等の請求を行うこと。

2 概算による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する際の届出

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成28年6月10日までに概算による請求を選択する旨、各国保連に別紙様式により届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成27年12月サービス提供分から平成28年2月サービス提供分までの介護給付費等の支払実績(過誤調整分を含む。)により、下記①の計算式により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所において、別紙様式により届け出るものとする。

なお、障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途、算出方法について当該事業所と調整すること。

① 平成28年5月1日以降のサービス提供分

【障害者総合支援法に基づく介護給付費等】

平成27年12月～平成28年2月

介護給付費等支払額

$$\frac{\text{平成27年12月～平成28年2月 介護給付費等支払額}}{\text{91 (※)}} \times 31 \times (1 + 0.0018 + 0.05)$$

【児童福祉法に基づく障害児通所給付費等】

平成27年12月～平成28年2月

介護給付費等支払額

$$\frac{\text{平成27年12月～平成28年2月 介護給付費等支払額}}{\text{91 (※)}} \times 31 \times (1 + 0.0293 + 0.05)$$

※ 平成27年12月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成28年2月29日までの合計日数。

(3) 介護給付費等支払額を確定

概算による請求を選択した事業所については、概算額をもって、平成28年5月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

3 介護給付費等の按分方法について

上記2により定める概算請求が行われた介護給付費等に関する市町村等の支払については、障害福祉サービス等の事業所ごとに、平成27年12月から平成28年2月までの各市町村等の当該障害福祉サービス等事業所に対する介護給付費等支払実績に基づき各国保連において按分する。

また、それにより発生する支払手数料についても、平成27年12月から平成28年2

月まで各市町村等の取扱い明細件数を基に按分する。

4 その他の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成28年5月サービス提供分（6月請求分）において、その他の方法による介護給付費等の請求を行う場合には、5月2日付け事務連絡の3（通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて）により行うこと。ただし、5月サービス提供分（6月請求分）に係る請求明細書の提出期限は通常どおり6月10日（金）までとすること。

また、提出期限に遅れた請求については、翌月以降に提出することとする。

なお、請求明細書の提出後に、介護給付費等の請求に不足があったことが判明した場合には、過誤調整及び再請求を行うことも可能である。

5 国保連における点検結果について

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対する利用料の支払いを猶予する場合や、介護給付費等の支給決定及び障害支援区分の認定における有効期間を延長する場合、市町村は、該当する受給者の異動連絡票情報（基本情報）（以下「受給者情報 ※」という。）を作成し、当該データを国保連へ送付することとしている。しかしながら、庁舎の被災等により、市町村等にて受給者情報の整備ができない場合には、請求情報に対する点検で「エラー」となるため、平成28年5月サービス提供分に関して下表のエラー内容については暫定的に警告へ変更するので、ご承知おき願いたい。

【「エラー」から「警告」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EG13	資格:該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です
EG88	資格:障害支援区分認定有効期間外の受給者です
EN21	資格:利用者負担額②の計算値が不正です
EN24	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (多子軽減後の額)
EN25	資格:利用者負担額②の計算値が不正です (都道府県等が定める額)

※1：当該措置は熊本県に限定したものであり、同県以外の都道府県及び市町村においては、点検結果への影響は発生しない。

※2：当該措置により、上記エラーコードに該当するものは熊本県内全市町村で国保連の点検結果がエラーから警告に変更されることとなる。なお、通常の審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

※3：平成28年6月サービス提供分以降の取り扱いについては、別途通知する。

6 6月分以降の介護給付費等の請求について

6月分以降の介護給付費等の請求の取扱いについては、別途連絡する。

(別紙)

熊本地震に関する介護給付費等の概算による請求に関する届出書
(平成28年5月サービス提供分)

事業所番号	
<p>熊本地震に関する概算による介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等、障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日 請求事業所等 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者・事業者氏名 : 印</p> <p>〇〇国民健康保険団体連合会 殿</p>	
<p style="text-align: center;">記</p> <p>災害救助法適用地域に所在し、平成28年4月15日以降にサービス提供を行い、5月サービス提供分について概算による請求を行う介護サービス事業所等であって、請求事業所等の状況に鑑み、引き続き、通常の手続きによる請求を行うことが困難であること。</p>	

(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連からの払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書給付費明細書の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。

(参考)

事務連絡
平成28年5月2日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成28年熊本地震に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の
請求の取扱いについて

平成28年熊本地震に伴い、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 平成28年4月サービス提供分に係る介護給付費等の請求について

平成28年4月サービス提供分に係る介護給付費等の請求については、今回の地震による被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における障害福祉サービス等提供内容について十分に把握することが困難である場合であって、下記（1）又は（2）の場合において、概算請求を行うことができるものとする。

（1）被災前にサービス提供を行った場合の概算による請求

今回の地震によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した障害福祉サービス等の事業所については、平成28年4月14日以前のサービス提供分については、概算による請求を行うことができるものであること。

（2）被災後にサービス提供を行った場合の概算による請求

平成28年4月15日以降のサービス提供分については、原則として通常の手続による請求を行うこと。

ただし、災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所であって、平成28年4月15日以降にサービス提供を行ったものについては、当該事業所の状況に鑑み、通常の手続による請求を行うことが

困難な場合に、同月 1 月分を通して概算による請求を行うことができるものであること。

2 概算による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 概算による請求を選択する際の届出

概算による請求を選択する障害福祉サービス等の事業所については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成 28 年 5 月 13 日までに概算による請求を選択する旨、別紙様式により各国保連に届け出ること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

(2) 介護給付費等の算出方法

原則として平成 27 年 12 月サービス提供分から平成 28 年 2 月サービス提供分までの介護給付費等の支払実績（過誤調整分を含む。）により、下記①及び②により算出し、それを合計して支払を行うこととなるため、各事業所において、別紙様式により届け出るものとする。

なお、障害福祉サービス等を行う事業所について特別な事情がある場合には、別途、算出方法について当該事業所と調整すること。

① 平成 28 年 4 月 14 日以前のサービス提供分

$$\begin{array}{r} \text{平成 27 年 12 月} \sim \text{平成 28 年 2 月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \times 14 \\ 91 (\text{※}) \end{array}$$

② 平成 28 年 4 月 15 日以降のサービス提供分

【障害者総合支援法に基づく介護給付費等】

$$\begin{array}{r} \text{平成 27 年 12 月} \sim \text{平成 28 年 2 月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \times 16 \times (1 + 0.0018) \\ 91 (\text{※}) \end{array}$$

【児童福祉法に基づく障害児通所給付費等】

$$\begin{array}{r} \text{平成 27 年 12 月} \sim \text{平成 28 年 2 月} \\ \text{介護給付費等支払額} \\ \hline \times 16 \times (1 + 0.0293) \\ 91 (\text{※}) \end{array}$$

※平成 27 年 12 月以降に新たに指定を受けて事業を開始した場合には、開始した日から平成 28 年 2 月 29 日までの合計日数。

(3) 罹災証明書又は罹災届出証明書の提出

上記1(1)に該当する事業所であって、上記1(2)に規定する地域以外の区域に所在するものについては、罹災証明書又は罹災届出証明書を併せて各国保連に提出すること。

(4) 介護給付費等支払額を確定

概算による請求を選択した事業所については、概算額をもって、平成28年4月サービス提供分の介護給付費等支払額を確定するものであること。

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

(1) 請求書の提出について

- ① 平成28年4月サービス提供分(5月提出分)に係る請求明細書の提出期限については、災害救助法の適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所に限り、平成28年5月13日とすること。

また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出するものとする。

- ② 電子情報による請求が困難な事業者については、市町村(障害児入所給付費等については県、指定都市又は児童相談所設置市。以下「市町村等」という。)へ紙で請求することもできるものとする。

(2) 利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求手順について

「平成28年熊本地震による被災者に係る利用料等の取扱いについて」(平成28年4月22日付け厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡)により利用者負担の徴収が猶予された者(以下「利用者負担猶予対象者」という。)に係る介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の利用者負担額②に0と記載して請求すること。

(3) 受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずサービスを利用した者に係る請求手順について

- ① 障害福祉サービス等の事業所においては、過去に利用したことのある事業所に問い合わせることにより、また、本人に確認した事項等により、可能な限り受給者証番号等の確認を行い、通常の請求ができるよう努めること。

- ② 上記①において、受給者証番号等の請求明細書に記載する項目の確認ができない受給者の請求については、請求明細書に可能な限り記載を行い、また、請求明細書欄外上部に受給者の住所及び赤色で「不詳」と記載し、紙にて作成すること。

なお、サービス提供実績記録票、上限額管理結果票等、請求明細書に添付するものについても同様の取扱いとするが、電子情報による請求が可能な事業者については、別添に従い、各国保連に請求を行うこと。

- ③ 上記②において作成した請求明細書のうち利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書の欄外上部に赤色で災1と記載すること。

なお、その他の取扱いは3(2)に準ずるものとする。

- ④ 上記②・③において作成した請求明細書については、通常の請求明細書とは分けて請求書を作成し、市町村等へ提出すること。ただし、当該市町村等が被災してお

り、庁舎の倒壊等により通常業務を行うことが困難である場合は、事業者が所在する県の国保連に提出すること。

- ⑤ 上記④による請求を行った事業所については、請求額を確認の上、請求金額を確定するものであること。

- 4 5月分及び6月分の介護給付費等の請求の取扱いについて
5月分及び6月分の介護給付費等の請求の取扱いについては、別途連絡する。

(別紙)

熊本地震に関する介護給付費等の概算による請求に関する届出書
(平成28年4月サービス提供分)

事業所番号	
<p>熊本地震に関する概算による介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等、障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等の請求を行いたいので、次のように届け出ます。</p> <p>平成 年 月 日 請求事業所等 所在地 及び 名称 :</p> <p style="text-align: right;">開設者・事業者氏名 : 印</p> <p>〇〇国民健康保険団体連合会 殿</p>	
<p>次のうち、該当するものに○を付すること。(複数可)</p> <p>ア サービス提供記録等が滅失又は棄損したため、4月1日から4月14日までのサービス提供について概算により請求を行う。</p> <p>イ 災害救助法適用地域に所在する障害福祉サービス等の事業所であって4月15日以降にサービス提供したが、請求事業所等の状況に鑑み通常の手続きによる請求を行うことが困難であるため、4月15日から4月30日までのサービス提供分について概算により請求を行う。</p>	

(別添)

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求手順について

受給者証を障害福祉サービス等の事業所に提示せずにサービスを利用した者に係る電子情報による請求については、以下の要領に従い行うこと。

- 「市町村番号」には、当該受給者の市町村番号を記録する。
- 「受給者証番号」には、上記市町村が所在する国保連に連絡し、国保連からの払い出された受給者証番号を記録する。
- 利用者負担猶予対象者に係る分については、請求明細書給付費明細書の先頭行の摘要欄に「災1」と記録する。